

ファクシミリ通信欄

発信番号	12	受信番号	
受信者名	行刑施設の長	発信枚数	11枚
担当者名	保安課 青山	発信庁	法務省矯正局

法務省矯保第1704号

平成5年7月19日

行刑施設の長 殿

矯正管区長（参考送付） 殿

矯正研修所長（参考送付） 殿

法務省矯正局長 松田 昇

刑事法廷における戒具の使用について（通知）

刑事法廷における戒具（手錠）の使用については、刑事訴訟法第287条第1項の規定により、公判廷における身体の不拘束が要請されていることから、昭和32年5月7日付け法務省矯正甲第398号当職通達「刑事法廷等における事故の防止について」の記の二の6所定のとおり、「手錠等を使用した場合は、開廷と同時にこれを解錠し、閉廷時は直ちに施錠して退廷せしめること。」が原則的な取扱いであるところ、先般、最高裁判所刑事局から当局に対し、被告人の手錠姿を傍聴人の目に触れさせないようにするための一つの方策として、裁判官が被告人より先に入廷し、又は後に退廷することを前提に、被告人の入廷直前又は退廷直後に法廷の出入口（法廷外）の所で解錠し、又は施錠させるという運用を一

般化させることについての打診がありました。

しかしながら、当局としては、監外という物的戒護の面で戒護力が著しく低下している状況下にあり、逃走防止等について格段の配慮が求められることから、法廷（外）の出入口において戒具の取り外しを行うことを一般化させることはできかねる旨を申し入れる等して最高裁と協議を続けていたところ、今般、前記通達所定の取扱いを原則としながらも、裁判所が、今後、特に戒具を施された被告人の姿を傍聴人の目に触れさせることは避けるべきであるという事情が認められると判断した事件の戒具取り外しについては、従前要警備事件（裁判所がそのように認識した事件）等において執られていましたように、裁判官、被告人、傍聴人という順序又は被告人、裁判官、傍聴人という順序で入廷し、傍聴人、被告人、裁判官という順序で退廷することとし、傍聴人のいない所で解錠し、又は施錠させるという運用を原則とし、これによることができない特段の事情がある場合には、あらかじめ裁判所と拘置所が協議した上、被告人の入廷直前又は退廷直後に法廷（外）の出入口の所で解錠し、又は施錠させるという方法その他適切な方法を執る取扱いとすることで最高裁との協議が整い、最高裁において、別添のとおり、刑事局長及び家庭局長連名をもって、高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長あて上記取扱いが相当であると考える旨の書簡が発出されたので、通知します。

本件については、規律秩序を維持し、拘禁を確保する必要上から、基本的には、前記通達所定の取扱いによることが相当であり、なお上記の運用原則による場合においても特段の支障は生じないと考えられるところですが、前記書簡の内容

にかんがみ、特段の事情がある場合に該当する事案であるとして、各裁判所から協議の申入れがあり、法廷の出入口等法廷外における戒具の取り外しが要請されるケース、あるいは、訴訟指揮権又は法廷警察権の行使として、裁判官から、これらによらない取扱いが要請されるケースが生じてくるものと思われます。

については、当該協議等の場においては、法廷外における戒具取り外しによる逃走等の保安事故発生の危険性の増大という点につき裁判所の理解を求めるとともに、保安事故の防止に万全を期する観点から、裁判所と十分に協議を尽くすなど慎重に対応するよう配意願います。

(別添)

平成5年7月19日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局

刑事局長 島田 仁郎

家庭局長 木村 要

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、過日、ある地方裁判所において、被告人側から手錠姿が傍聴人の目に触れないようにしてもらいたい旨の要請があり、これに応じて、裁判所が、開廷時に、入廷していた傍聬人をいったん退廷させた上、被告人を入廷させて戒具を外させ、その後に傍聴人を再度入廷させ、また、閉廷時には、傍聴人を退廷させた後に戒具を施させるという措置を執った事例がありました。

戒具を施された姿を傍聬人にさらしたくないという被告人の心情を酌んでその要請を入れる場合でも、法廷内における被告人の身柄の確保については、拘置所の立場とその権限（戒護権）にも十分配慮しつつ万全を期さなければならないことは、言うまでもないところです。前記のように、裁判所が入廷していた傍聬人をいったん退

廷させたのは、この点を考慮した結果であると思われますが、被告人の入退廷の都度傍聴人を退廷させるという運用を一般化するとなると、国民に対する裁判所の法廷運営の在り方という観点からみた場合、決して好ましいものとはいえないと考えます。

そこで、刑事局においては、傍聴人を退廷せずに戒具を施された被告人の姿を傍聴人の目に触れさせないようにするための一つの方策として、法務省矯正局に対し、裁判官が被告人より先に入廷し、又は後に退廷することを前提に、被告人の入廷直前又は退廷直後に法廷の出入口の所で解錠し、又は施錠させるという運用を一般化することについて打診してきました。しかし、法務省矯正局においては、公判庭では、開廷と同時に手錠等を解錠し、閉廷時は直ちに施錠して被告人を退廷させるという取扱いとしており、被告人が法廷外で立ったままの状態で戒具を取り外した場合には逃走のおそれが高いこと等を理由に（刑事局で把握している法廷における逃走事例は別表のとおり）、戒具の取り外しは、従来どおり、飽くまで被告人席で行うのを原則としてもらいたい旨強く希望しています。

なお、刑事局においては、被告人の逃走防止のための法廷の構造上あるいは設備上の手当てについても関係局と検討してきましたが、近い将来そのための予算上の措置を講ずることは難しい状況です。

以上のような次第ですので、今後、特に戒具を施された被告人の姿を傍聴人の目に触れさせることは避けるべきであるという事情が認められる場合には、従前要警備事件等において執られていたよう

に、裁判官、被告人、傍聴人という順序又は被告人、裁判官、傍聴人という順序で入廷し、傍聴人、被告人、裁判官という順序で退廷することとし、傍聴人のいない所で解錠し、又は施錠させるという運用を原則とすることが相当であると考えられます。また、これによることができない特段の事情がある場合には、あらかじめ拘置所と協議の上、別紙記載の諸点に留意しつつ被告人の入廷直前又は退廷直後に法廷の出入口の所で解錠し、又は施錠させるという方法その他適切な方法を執ることが相当と考えられます。については、これらの点を御配慮の上、よろしくお取り計らいくださるようお願い申し上げます。

また、家庭裁判所においても、少年法第37条第1項に規定する成人の刑事事件の審理に際しては、同様の問題が考えられますので、念のため申し添えます。

なお、この書簡の内容については、法務省矯正局と協議済みです。
おって、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長からこの趣旨をお知らせください。

敬 具

(別表)

法廷における逃走事例

No	事件発生序	発生日時	事件概要
1			
2			
3			
4			
5			
6			

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

(別紙)

- 1 被告人の逃走を防止するため、入退廷時には、要警備事件に準じて裁判所職員を配置すること。
- 2 入廷時には、裁判官は、あらかじめ入廷した上、戒護の職員に対し、法廷出入口の外で戒具を外すよう個別的に指示すること。
- 3 退廷時には、裁判官は、戒護の職員に対し、戒具を施さないまま被告人を法廷外に退出させ、法廷出入口の外で戒具を施すよう個別的に指示し、被告人が退廷するまで法廷にとどまること。